

恩 給 関 係 経 費

1 恩給制度の歴史及び性格

明治8年の制度発足以来、134年を有する年金制度。国家補償たる性格を基本とし、一般財源を原資。

2 恩給の種類

本人に対する給付と遺族に対する給付、年功恩給と傷病恩給により大別

種 類		対 象 者	
本人給付	普通恩給	一定年限以上在職して退職した者（旧軍人(兵・下士官以下)12年、文官等17年)	
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により重度の障害を有する者
		傷病年金	公務に起因する傷病により比較的軽度の障害を有する者
		特例傷病恩給	本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
遺族給付	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族	
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族
		増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特例扶助料	本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族
	傷病者遺族特別年金	公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族	

3 平成22年度の恩給年額

(1) 普通扶助料（実在職年6年未満）の最低保障額及び傷病者遺族特別年金の遺族加算の引上げ実施計画の4年目（最終）の措置として以下を実施。（10月実施）

① 普通扶助料（実在職年6年未満）の最低保障額を1,400円引き上げる。

平成21年10月～ 平成22年10月～
403,400円 → 404,800円

② 傷病者遺族特別年金の遺族加算を16,150円引き上げる。

平成21年10月～ 平成22年10月～
136,650円 → 152,800円

※ 所要経費 2億円（対象者34万人）

(2) 恩給年額水準については、平成19年改正恩給法に基づき、過去の据え置き分につき調整措置を講じた後、公的年金の引上率に基づき改定を行う。（平成22年度の恩給年額については、据置きとなる見込み。）

※平成22年度恩給予算額：6,761億円（△682億円）、恩給受給者数：84万人（△7万人）

4 恩給受給者に対するサービスの向上

高齢化の顕著な受給者の負担軽減等、受給者等に対するサービスの向上を図るため、一層の業務の見直しを推進。

5 所要経費

	平成22年度予算額	平成21年度当初予算額
一般会計（（項）恩給費）	678,344,418千円	747,029,134千円